

現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

現況届・所得状況届は、8月以降も引き続き手当を受けられるかを審査するためのものです。現在手当を受給している人は、届け出をしないと、8月以降の支給が停止されま

すので、忘れずに提出してください。
受給者には8月上旬までに通知を郵送しますので確認をお願いします。

▼提出期限

児童扶養手当 8月3日(月) 20日(土)

特別児童扶養手当 8月11日

20日(土)

▼提出するもの

児童扶養手当受給者

● 現況届および8月1日以降発行の住民票謄本

特別児童扶養手当受給者

● 所得状況届

両手当共通

● 手当証書

● 印鑑

● 今年の1月1日に吉岡町に住所がなかった人は平成27年度(26年分)所得課税証明書
● その他必要に応じた書類

ご存知ですか

児童扶養手当とは

母子・父子家庭や父母のいない児童の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。

次の①から⑧のいずれかの条件にあてはまる児童(18歳到達後の最初の3月31日までは20歳未満)を監護養育しているひとり親家庭の父・母又は養育者に支給されます。(父については、生計も同一であること)

- ① 父母が離婚した
- ② 父又は母が死亡した
- ③ 父又は母が重度の障害の状態にある
- ④ 父又は母の生死が明らかでない
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらないで懐胎した

⑨ 父・母ともに不明である(孤児など)

▼支給額(月額、児童一人の場合)
全部支給 42,000円

一部支給 前年の所得に応じ
41,990円～9,910円

特別児童扶養手当とは

心身に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

▼支給額(月額)

1級：51,100円
2級：34,030円

次のような場合には支給されません

- ・ 児童が児童福祉施設などに入所している(共通)
- ・ 異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある(児扶)
- ・ 児童が障害を事由とする公的年金を受けている(特児)
- ※その他にも支給されない場合があります。
- ※一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

臨時福祉給付金 受付開始

申請期間は8月3日(月)から12月3日(木)です。

期限までに申請がない場合、給付金を受け取ることが出来ませんのでご注意ください。

対象と思われる人には本人あてに申請書を送付済みですが、通知が届かない人でも所得更正などにより対象になる場合もありますので、ご不明な点はお問合せください。

なお、申請書が送付された人や申請をされた人でも、審査により支給対象にならない場合もあります。

▼対象者

・ 平成27年度町県民税(均等割)が非課税の人で、町県民税(均等割)が課税されている人(町外者も含む)の扶養でない人

・ 基準日(平成27年1月1日)に吉岡町に住民登録のある人
・ 生活保護を受けている人は対象とはなりません。

▼支給額

対象者一人につき6,000円

▼提出・問合せ先

健康福祉課 福祉室

☎ 26・2247(直通)

今月の納税

町民税
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…2期

納期限8月31日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

6カ月分の前納がお得です

国民年金保険料の前納制度(下期)

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金で前納を希望する人

「国民年金保険料納付案内書」に付いている「下期」の納付書(平成27年10月～28年3月の6カ月分をまとめて納付するときに使用)で納めてください。

▼納期限 11月2日(月)

口座振替で前納を希望する人

口座振替で6カ月分の保険料を前納すると、さらにお得です。

8月末日までに年金事務所へお申し出ください。

▼申し出時の持ち物

- ① 預貯金通帳
- ② 預貯金通帳届出印
- ③ 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)

6カ月分の保険料を前納する場合の割引額は次のとおりです。

納付方法	6ヶ月分の金額	割引金額
毎月現金で納める場合	93,540円	—
現金で前納する場合	92,780円	760円
口座振替で前納する場合	92,480円	1,060円

▼問合せ先

渋川年金事務所 国民年金課
☎ 22・1607

「年金情報流出」を口実に

した犯罪にご注意ください！
ご心配の方は、専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

▼日本年金機構専用電話窓口

☎ 0120・818211

(平日・土・日曜日 午前8時30分～午後9時、通話料無料)

土地の情報を明確にするために

地籍調査事業に着手しました

平成24年度から、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。

土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るための事業です。

平成27年度は南下一地区(南下午王頭川南)の現地調査を10月に実施します。また、昨年現地調査した陣場Ⅲ地区(下陣場県道西地域)は成果の閲覧を今年の下半期に実施します。

Q 地籍調査とは？

「地籍」とは土地の情報で、いわば土地の戸籍です。「地籍調査」とは土地の情報を明確にすることが目的です。

一筆ごとに皆さまに境界などを確認していただき、測量します。その結果、正確な土地の面積などが分かります。

また、正確な図面(地籍図)を作成することができ、調査の成果が法務局に送付されると、登記簿が正確なものに改められます。

土地の情報を明確にするために

地籍調査のメリットは？

- ① 境界の位置が不明になっても、正確に復元できる
- ② 土地の形状や面積の明確化
- ③ 迅速な災害復旧が可能
- ④ 固定資産の課税が適正化
- ⑤ 円滑な土地取引が可能

Q 調査費用は？

地籍調査にかかる費用は、国・県・町が負担します。

調査には土地所有者の境界立会いと確認行為(閲覧)が必要となります。全町完了までには、三十数年を要しますが、事業の推進にご協力ください。

▼問合せ先

産業建設課 用地管理室
☎ 26・2279 (直通)



平成27年国勢調査が変わります

スマート国勢調査2015

10月1日現在で、全国一斉に国勢調査を実施します。

パソコンやスマートフォンなどからインターネットによる回答が可能になり、より便利で簡単になります。

5年に一度の最も重要な統計調査にご協力ください。

▼調査対象 日本国内に普段住んでいるすべての人（外国人を含む）および世帯

▼調査内容 男女の別、出生の年月、就業状況、従業地または通学地、住居の種類など全17項目

▼調査方法 調査員が9月上旬から各世帯を訪問し、調査関係書類を配布します。

今回の調査では、先にインターネットでの回答を受付け、その後インターネット回答がされなかった世帯にのみ、調査員が紙の調査票を配布します。紙の調査票は、調査員へ直接提出いただくか、郵送で提出いただけます。

※国勢調査を装った不審な訪問者や電話などにご注意ください。調査の際、国勢調査員は顔写真入りの国勢調査員証を携帯しています。

*調査結果の利用

調査結果は、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、児童福祉、地域の活性化など、暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。

▼問合せ先

総務政策課 政策室
☎26・2241（直通）



農地保全管理の

お願い

雑草などを生い茂ったまま放置しておくと、野生動物の絶好の隠れ場所や、火災・病害虫・交通事故などの発生原因となる恐れがあり、周囲に大変迷惑となります。

農地は、いつも除草などをして、きれいに保ちましょう。

▼問合せ先

農業委員会事務局
☎26・2280（直通）

「町民号」中止のお知らせ

町民号は、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）の企画による「お座敷列車」として、町と自治会連合会の後援により、永年にわたり町民の皆さまに親しまれつつ実施してきましたが、諸般の事情により、中止させていただくことになりました。

長い間ご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

▼問合せ先

町民生活課 町民サービス室
☎26・2244（直通）

申請期間は9月中です

紙おむつ・尿パッド購入助成事業

町は、紙おむつや尿取りパッドの購入費助成事業を行っています。対象となる人は申請してください。

審査後、申請書で指定いただいた口座に振り込みます。

▼対象者 町在住・在宅で、常時紙おむつを使用し、次のいずれかに該当する人

- ・65歳以上で要介護3～5
- ・3歳以上で身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳Aをお持ちの人

▼申請期間

9月中

▼申請方法 福祉窓口備え付けの申請書（または町ホームページからダウンロード）に記入し、対象の領収書を添付して提出

※領収証の日付は平成27年4月1日～9月30日のもの

▼上限額 1万円

▼提出・問合せ先 健康福祉課 福祉室

☎26・2247（直通）